難民と認定した事例等について

１　「難民」の定義

出入国管理及び難民認定法では，「難民」の定義について，「難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）第１条の規定又は難民の地位に関する議定書（以下「議定書」という。）第１条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいう。」と規定しています（入管法２条３号の２）。

これら難民条約及び議定書上の難民（以下「条約難民」という。）の定義は，「人種，宗教，国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために，国籍国の外にいる者であって，国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するために国籍国の保護を受けることを望まないもの，及び，常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって，当該常居所を有していた国に帰ることができないもの又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まないもの」となっています（※）。

２　難民該当性の判断

申請者が申し立てる「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」に係る本人の供述や提出資料等の証拠に不自然，不合理な点がないか，出身国等に係る客観的情報と整合するか否か等の観点から，申請者の申立ての信ぴょう性を判断した上で，その内容が条約難民の定義に該当するか否かの難民該当性を評価しています。

３　人道配慮による在留許可

条約難民に該当するとは認められないものの，人道上の観点から我が国での在留を配慮する必要がある者については，個々の事案ごとに諸般の事情を勘案した上で，在留特別許可や在留資格変更許可を行うなどの法制度の運用を行っています。

我が国では，「条約難民としての認定」のほか，こうした「人道配慮による在留許可」により，保護を行っているところです。

※　閣議了解等に基づいて受け入れている「定住難民」（昭和５３年から平成１７年まではインドシナ難民，平成２２年以降は第三国定住難民）は，「条約難民」とは異なります。

①難民と認定した事例及びその判断のポイント

１　「人種」及び「政治的意見」を理由として難民と認定された事例

【事例１】

（概要）

申請者は，Ａ族であること，Ｂ教を信仰していること，Ａ族の人権活動家であるＣの活動に協力していることなどから，帰国した場合，本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，本国においては，少数民族の文化，言語及び宗教への制限に不賛成の立場をとる者に対して告発を含む厳しい対応が取られていることが認められる。

申請者は,頻繁に帰国するよう本国政府から求められたというのであって,本国政府から動向を注視されているＣとの関係性などに鑑みると，帰国した場合,本国政府から身柄を拘束されるなどの可能性が高いものと認められる。

したがって，申請者は,「人種」及び「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり，条約難民に該当する。

２　「人種」を理由として難民と認定された事例

【事例２】

（概要）

申請者は，Ａ国に常居所を有するＢ人であるところ，Ｂ人であるためにＡ人から差別され，財産を奪われるなどしたことから，常居所であるＡ国に帰国した場合，Ａ国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，Ａ国内においては，Ｂ民族を含む非Ａ民族を差別，排斥する政策が政府によって組織的に公然と実行され，民衆の間には民族主義的感情がくすぶり続け，非Ａ民族は嫌がらせや差別を経験し続けてきたことが認められる。

申請者は，警察にＡ民族からの被害申告を受け付けてもらえず，かえってＡ国から出ていくよう脅迫を受けるなどしたというのであるから，申請者がＡ国内において，生命身体の自由の侵害に匹敵するほどの生存権侵害の迫害

を公的かつ組織的に受けたということができる。

したがって，申請者は，「人種」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり，条約難民に該当する。

３　「宗教」及び「政治的意見」を理由として難民と認定された事例

【事例３】

（概要）

申請者は，Ａ教のＢ宗派を信仰しているところ，本国において，申請者ら家族が本国政府からＡ教の反政府武装組織であるＣとの関係を疑われて逮捕・収監されたこと，その後，申請者は反政府デモに参加したこと，また，Ａ教のＤ宗派の女性と交際していたところ，Ｄ宗派の武装組織Ｅのメンバーである交際相手の父らから，襲撃や脅迫を受けたことから，帰国した場合，本国政府やＤ宗派の武装組織であるＥのメンバーから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

Ｂ宗派である申請者ら家族が，過去にＡ教の反政府武装組織であるＣの支配地域に住み，政府軍による同地域奪還の際には，政府軍に身柄を拘束されていることなどを踏まえると，申請者は本国政府から単なる反政府デモの一参加者にとどまらず，Ｂ宗派の反政府活動家として把握されている可能性は否定できない。

また，申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，本国では，Ｄ宗派民兵組織によるＢ宗派住民への虐待が確認されており，Ｂ宗派住民が警察にその被害を通報しても調査が行われない場合があるほか，申請者の居住地域では警察の任務遂行が困難になっていることが認められることからすれば，Ｄ宗派の武装組織であるＥのメンバーからの迫害に対して本国政府による効果的な保護が期待できる状況にあるとは認められない。

したがって，申請者は，「宗教」及び「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり，条約難民に該当する。

４　「宗教」を理由として難民と認定された事例

【事例４】

（概要）

申請者は，本邦において，Ａ教からＢ教に改宗したことから，帰国した場合，本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったも

のである。

（判断のポイント）

申請者は，本邦において，１０年以上の長期間にわたり礼拝所に通い続けるなど，申請者のＢ教信仰の態様に照らすと，申請者が帰国した場合，自宅でＢ教の教典を読むといった内面におけるＢ教信仰を深めるにとどまらず，指導者の指導を仰いだり，定期的に他のＢ教徒と礼拝や集会等を共にしたりするなど，信仰を外面に表出させるような積極的な信仰活動を行うことが見込まれる。

そうすると，申請者は，その信仰の外面的表出において，迫害を受けるおそれがあるとされるＢ教への改宗者の像により近いものと認めることができる。

したがって，申請者は，「宗教」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり，条約難民に該当する。

５　「特定の社会的集団の構成員であること」を理由として難民と認定された事例

【事例５】

（概要）

申請者は，同性愛者であるところ，本国において，親族から，同性愛者であるかを検査するために拘束されて病院に連行されたこと，その後，同病院から逃亡した際，同人から発砲されたことから，帰国した場合，親族や親族から告発を受けた本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，本国では，同性愛行為を厳格に処罰する法律が定められ，実際に同性愛行為を行った者が逮捕されているほか，市民社会においても同性愛者であることを不名誉とする観念が強く，同性愛者が殺害された事例も報告されるなど，同性愛者は迫害対象として認知されていることが認められる。申請者は，本国において，親族から拘束されて病院に連行され，病院から逃亡する際に発砲されたことからすれば，同性愛者である申請者が帰国した場合，親族から迫害を受ける蓋然性は高いものと認められる。

他方で，本国の情勢は非常に不安定であり，本国政府や反政府武装勢力によって出身地域以外の地域への移動が制限されていることからすれば，申請者が親族の居ない地域に避難することは困難であり，親族からの迫害に対し

て本国政府による効果的な保護が期待できる状況にあるとは認められない。

したがって，申請者は，「特定の社会的集団の構成員であること」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり，条約難民に該当する。

【事例６】

（概要）

申請者は，Ａ族であるところ，本国のＢ県において，同族の文化に従い，親族から割礼を受けさせられたこと，割礼担当者から２回目の割礼をしたいとの連絡を受けたことから，帰国した場合，親族やＡ族のコミュニティから割礼を受けさせられるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，本国において，割礼を実践する一部の民族においては，その慣習がいまだに根強く，その民族に生まれた女性にとって，割礼は避け難いものであり，また，本国政府による効果的な保護も期待できる状況にあるとは認められない。

申請者は，若くして割礼を受けた後，２回目の割礼を経なければ，Ａ族の立派な女性として認められないと説く集会に参加させられたほか，割礼担当者から早急に割礼をしたいとの連絡を受けたというのであるから，申請者が割礼の伝統を持つＡ族の親族又はコミュニティから再度割礼を受けさせられる可能性は十分に考えられる。

なお，申請者が，本国での就労経験もない未婚女性であることからすれば，帰国した場合，Ｂ県の親族の元に戻らざるを得ない状況が予想され，申請者にとって国内避難が有効な選択肢であるとはいえない。

したがって，申請者は，「特定の社会的集団の構成員であること」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり，条約難民に該当する。

【事例７】

（概要）

申請者は，本国において，両親により２度にわたり強制結婚をさせられたところ，強制結婚を拒否した際に父から暴行を受けたこと，２人目の夫から暴力を受けたため，同夫の元から逃亡したことから，帰国した場合，両親及び２人目の夫から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったも

のである。

（判断のポイント）

申請者は，結婚を拒否した際に父から暴行を受けたこと，１人目の夫が亡くなった後，父の指示で再び強制結婚をさせられたことからすれば，２度の強制結婚の上に２人目の夫の元から逃亡した申請者が帰国した場合，両親により２人目の夫の元に戻されるか，又は別の男性と強制結婚をさせられるかであって，これに反対すれば暴行を受ける蓋然性は高いものと認められる。

他方，女性の立場が低いとされる本国において，親族や第三者からの援助が見込めない状況にある申請者が，実家以外の場所で自立した生活を行うことは相当な困難を伴うことが予想され，実家以外の地域に国内避難することが合理的な選択肢とはいえない。

また，申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，本国では，婚姻年齢に満たない年齢で強制的に結婚をさせられる慣習があり，これに対し，本国政府が有効な対策を取っている状況にあるとも認められず，家庭内暴力等の家庭内の紛争に警察が積極的に介入していないとの報告もあることからすれば，本国政府による効果的な保護が期待できる状況にあるとは認められない。

したがって，申請者は，「特定の社会的集団の構成員であること」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり，条約難民に該当する。

【事例８】

（概要）

申請者は，同性愛者であるところ，本国において，同性愛者であることを理由に異性である男性から２度にわたり性的暴行を受けたことから，帰国した場合，同性愛者であることを知る男性から性的暴行などの迫害を受けるおそれがあるとして，実子（幼児）とともに難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，同性愛者を性的暴行の標的とした，いわゆる性的指向の矯正を目的に行われる性的暴行の被害が報告されており，申請者は同性愛者であることを理由に矯正的な性的暴行被害に遭ったと認められる。

この点，本国では，同性愛行為は法律上違法ではないものの，同性愛者が，他の法律を恣意的に適用され，逮捕されているとの報告や，ＬＧＢＴＩの者を虐待した政府当局者に対して捜査や訴追がほとんど行われていないとの報

告もあり，ＬＧＢＴＩが依然として文化的に忌避されている本国の社会状況も踏まえると，同性愛者である申請者に対する性的暴行について，本国政府による効果的な保護が期待できる状況にあるとは認められない。

また，申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，本国において，女性はジェンダーに基づく暴力の危険にさらされているとされ，幼児を連れた申請者が帰国した場合，土地勘のない国内の別の地域に避難した上で生活することは，現実的な選択肢とはいえない。

したがって，申請者は，「特定の社会的集団の構成員であること」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり，条約難民に該当する。

６　「政治的意見」を理由として難民と認定された事例

【事例９】

（概要）

申請者は，本国において，地方警察の司令官であった父が，取締中に反政府武装組織Ａのメンバーを殺害したことから，その報復として同組織に殺害されたこと，その後，反政府武装組織Ａから同組織に加入するよう要求され，脅迫を受けたことから，帰国した場合，反政府武装組織Ａから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，反政府武装組織Ａは，駐留外国軍や治安部隊関係者等を攻撃目標としていることが認められ，反政府武装組織Ａに敵対する者とみなされる場合には，同組織から迫害を受ける蓋然性が高いものと認められる。

この点，申請者が父の後を継いで警察官となれば，反政府武装組織Ａから同組織に敵対する者とみなされる可能性は否定できず，実際に，申請者は，父の死後，反政府武装組織Ａから脅迫を受けるようになったというのであるから，申請者が帰国した場合，反政府武装組織Ａから標的とされ，迫害を受けるおそれは十分にあると考えられる。

また，申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，反政府武装組織Ａは本国のほぼ全域で活動しており，申請者が住んでいたＢ州は，反政府武装組織Ａによる被害が深刻であるといわれていることからすれば，反政府武装組織Ａから標的とされた者に対して本国政府による効果的な保護が期待できる状況にあるとは認められない。

したがって，申請者は，「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあ

るという十分に理由のある恐怖を有するものであり，条約難民に該当する。

【事例１０】

（概要）

申請者は，本国において，父がＡ党の幹部であったところ，対立政党であるＢ党のＣ司令官から，第三夫人になるよう求婚されたが，これを断ったため，同人の部下から誘拐，監禁されたこと，解放された後も申請者ら家族は襲撃を受けたことから，帰国した場合，Ｃ司令官やその部下から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，本国において，結婚制度は，家族間の同盟関係の確立に重要な役割を果たし，強力な政治的側面があるとされる。そうすると，Ｃ司令官との婚姻をめぐるトラブルは，Ｃ司令官が自身の支配領域の拡大をもくろみ，申請者の父を仲間に引き入れたいという政治的背景を含むものであったといえる。

申請者ら家族は，Ｃ司令官からの再三の求婚を断り，解放の条件として一旦は了承した婚姻をほごにしたというのであるから，Ｃ司令官らから，反Ｂ党的な者であるとみなされ，迫害を受ける可能性は否定できない。

また，申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，Ｃ司令官らによる市民への襲撃が継続しており，同人らの違法行為を本国警察が取り締まっていない状況にあることからすれば，Ｃ司令官らの違法行為に対して本国政府による効果的な保護を期待することは困難であり，国内避難も有効であるとは認められない。

したがって，申請者は，「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり，条約難民に該当する。

【事例１１】

（概要）

申請者は，本国において，Ａ党のＢ地区におけるスポークスマンの１人として活動していたところ，反政府武装勢力であるＣから同組織に加入するよう要求されたが，これを拒否したこと，また，ボランティアの教師として活動していたところ，反政府武装勢力Ｃから授業のカリキュラムに同組織の宗教上の考え方を盛り込むことや生徒を戦線に送ることを要求されたが，いずれも拒否したこと，これらの事情を理由に逮捕状が発付されたことから，帰国した場合，反政府武装勢力Ｃから迫害を受けるおそれがあるとして難民認

定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，反政府武装勢力Ｃは，Ａ党の関係者で反政府武装勢力Ｃに与しないものを弾圧の対象とし，逮捕・拘束等しているとの報告が認められており，申請者のＡ党における活動歴からすれば，申請者が反政府武装勢力Ｃから反Ｃ的であるとみなされたことを理由に逮捕状が発付された可能性は否定し得ない。そうすると，そのような申請者が帰国した場合，反政府武装勢力Ｃから身柄拘束などの迫害を受ける蓋然性は高いものと認められる。

また，申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，本国情勢は非常に不安定かつ流動的であり，反政府武装勢力Ｃからの迫害に対して本国政府による効果的な保護が期待できる状況にあるとは認められない。

したがって，申請者は，「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり，条約難民に該当する。

【事例１２】

（概要）

申請者は，本国において，分離独立派Ａ傘下の反政府武装組織であるＢに所属し，対立する反政府武装勢力Ｃを見張る任務に就いていたところ，反政府武装組織Ｂから，対立するＣに情報を流したという疑いをかけられ，殺害の脅迫を受けたり，指名手配されたことから，帰国した場合，反政府武装組織Ｂから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

反政府武装組織Ｂに所属していた申請者は，同組織から，対立する反政府武装勢力Ｃに情報を流したという疑いをかけられたことにより，殺害の脅迫を受け，指名手配されたというのであるから，申請者が反政府武装組織Ｂから，反政府武装勢力Ｃの協力者又は反Ｂ的な人物であるとみなされていることは明らかである。

申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，分離独立派Ａ傘下の武装組織が，テロ対策を理由に恣意的な逮捕を行い，非人道的な扱いをしているとの報告も認められ，申請者が帰国した場合，Ｂをはじめとする分離独立派Ａ傘下の反政府武装組織から，身柄を拘束されたり，殺害される蓋然性は高いものと認められる。

また，本国では，断続的に分離独立派Ａと本国政府との間で武力衝突が発

生しており，Ｂをはじめとする分離独立派Ａ傘下の反政府武装組織からの迫害に対して本国政府による効果的な保護が期待できる状況にあるとは認められない。

したがって，申請者は，「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり，条約難民に該当する。

【事例１３】

（概要）

申請者は，本国において，Ａ教のＢ宗派主体の前政権下で与党の党員であった父が，Ａ教のＣ宗派民兵組織であるＤ軍の兵士らに殺害されたこと，そのため，父を殺害した兵士らを刑事告訴したことから，帰国した場合，Ｄ軍やそれを支持するＣ宗派の政党関係者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

Ｃ宗派の父が同じ宗派の民兵組織であるＤ軍に殺害された理由について，Ｄ軍は，Ｂ宗派主体の前政権下で迫害を受けた家系の出身であるＣ宗派の指導者に忠誠を誓っており，Ｃ宗派でありながら前政権下の与党で要職を務めた父をＣ宗派の裏切り者として敵視していたことは十分に考えられる。そうすると，父を殺害したＤ軍兵士らを刑事告訴した申請者が，父と同様，Ｄ軍から反Ｄ軍的な者であるとみなされ，迫害を受ける可能性は高いものと認められる。

また，申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，本国では，Ｄ軍を含むＣ宗派の武装勢力によって構成されるＥからの殺害や拷問等が認められる一方で，治安部隊はそれらの侵害行為を抑止する行動を何ら取っておらず，警察の所属する内務省がＣ宗派の武装勢力の影響下にあることからすれば，Ｄ軍からの迫害に対して本国政府による効果的な保護が期待できる状況にあるとは認められない。

したがって，申請者は，「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり，条約難民に該当する。

【事例１４】

（概要）

申請者は，Ａ民族のＢ教徒であるところ，本邦において，Ｃ前大統領を支持していることを表明し，Ｄ現大統領を批判する手紙を同大統領事務所宛てに送付したことから，帰国した場合，本国政府から迫害を受けるおそれがあ

るとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，Ｃ前大統領の関係者が大挙して帰国し，Ｃ派政党が勢いづく一方，Ｄ政権は同盟政党が離脱するなど，その政治情勢は次回選挙に向けて流動的であることが認められる。

申請者は，本邦において，Ｃ派であることを表明し，Ｄ現大統領を批判する手紙を自身の顔写真を同封した上で同大統領事務所に送付したというのであるから，本国政府からＣ派の反政府活動家であると把握されている可能性は否定できない。

そして，上記のとおり，本国の政治情勢が流動的であることも踏まえると，反政府活動を続けるという強固な意思が認められるＣ派の申請者が帰国した場合，本国政府から迫害を受けるおそれは十分にあるといえる。

したがって，申請者は，「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり，条約難民に該当する。

【事例１５】

（概要）

申請者は，本国において，子が分離主義テロ組織であるＡから誘拐されたことから，帰国した場合，父である申請者も分離主義テロ組織Ａから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者は，高齢であり，分離主義テロ組織Ａの誘拐から逃れた子を含め全員が本国外に避難していることから，申請者が親族の居住する地域以外で生活することは困難であると認められる。

この点，申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，本国では，分離主義テロ組織Ａが一部地域を占領するなど活発に活動しており，徴兵目的の誘拐・拉致を活発に行っている同組織が強制的な徴兵に抗議した者に対して拷問や殺害などの強硬な対応をとっていることが認められる。そうすると，分離主義テロ組織Ａが，申請者を通じて再び子への接触を図る可能性は十分考えられるところ，申請者が，分離主義テロ組織Ａからの要求に応じなければ，同組織から組織に反対する立場の者とみなされる可能性は否定し得ない。

また，申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，分離主義テロ組織Ａは，本国政府と戦略的同盟を結び，組織としての力は維持していると認められ，このような本国政府と分離主義テロ組織Ａの関係性に照らせば，分離主義テロ組織Ａからの申請者への迫害に対して本国政府による効果的な保

護が期待できる状況にあるとは認められない。

したがって，申請者は，「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり，条約難民に該当する。

【事例１６】

（概要）

申請者は，本国において，検問所で反政府武装組織であるＡと思われる者たちから身柄を拘束されたこと，同人らの仲間に加わることを拒否したため，同人らから拷問を受けたことから，帰国した場合，反政府武装組織Ａから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，反政府武装組織Ａは，組織に反対しているとみなした市民を，組織的に拉致や拷問等の標的としていることが認められ，申請者は，現に反政府武装組織Ａと思われる者たちからの勧誘を拒否したために拷問等を受けたというのであるから，帰国した場合，反政府武装組織Ａから組織に反対している者とみなされ，迫害を受ける可能性は否定できない。

また，反政府武装組織Ａによる攻撃が本国各地で盛んに行われていることが認められることからすれば，反政府武装組織Ａからの迫害に対して本国政府による効果的な保護が期待できる状況にあるとは認められず，また，国内避難が有効であるということもできない。

したがって，申請者は，「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり，条約難民に該当する。

【事例１７】

（概要）

申請者は，本国において，大学のシンポジウムで反政府的な発言をしたところ，Ａ政権（当時）の支持者から暴行を受けたこと，反政府デモに参加し，ＳＮＳ等で同デモへの参加を呼び掛けたところ，Ａ大統領（当時）が組織した民兵組織Ｂの者から監禁され，暴行を受けたことから，帰国した場合，民兵組織Ｂらから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者は，反政府デモへの参加を呼び掛けたり，複数回にわたりデモに参加したため，民兵組織Ｂの者らから暴行を受け，反政府活動をやめるよう警

告されたというのであって，申請者が同民兵組織からＡ前政権に反対する意見を有する者とみなされていることは明らかである。そして，申請者は，上記暴行を受けた後も，反政府デモに参加したり，デモの参加を呼び掛ける活動を継続していることからすれば，民兵組織Ｂから，同組織の警告に従わない者として攻撃の対象とされる蓋然性は高いものと認められる。

また，申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，Ａ派の民兵組織は，現在も活動を容認されており，民兵組織Ｂからの迫害に対して本国政府による効果的な保護が期待できる状況にあるとは認められない。

したがって，申請者は，「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり，条約難民に該当する。

【事例１８】

（概要）

申請者は，本国において，教育関係者に対し，本国の教育事情について取材したところ，Ａ地区の共同サービス部長や本国政府当局から取材の中止やこれまでの取材で得た情報の削除を求められたこと，本国政府当局から召喚状が届いたことから，帰国した場合，本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，本国では，政府に批判的な活動を行った者が嫌がらせを受けたり，逮捕されたりしているとの報告があり，本国政府から，政府に批判的であるとみなされた者は，迫害の対象とされ得ると認められる。

申請者は，本国において，本国の教育事情に関する取材を行ったところ，Ａ地区の共同サービス部長や本国政府当局の担当者らから，取材を中止するよう指示されたというのであり，本国政府が申請者の取材を問題視しているのは明らかである。

さらに，申請者は，Ａ県地区部長や教育委員らから，複数回にわたり，これまでの取材情報を削除等するよう要請されたが，これらの要請に従わず，本邦で開催された学会で取材情報を公表したこと，これにより，教育省の担当者から脅迫メールを受け取ったことからすれば，本国政府からの再三の要請に従わなかった申請者が帰国した場合，本国政府から逮捕などの迫害を受ける蓋然性は高いものと認められる。

したがって，申請者は，「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり，条約難民に該当する。

②人道配慮により在留許可を行った事例及びその判断のポイント

1　紛争待避機会として在留許可を付与した事例

【事例１】

（概要）

申請者は，①本国において，自身に対する徴兵令状が届いたところ，殺人を嫌悪しているため，兵役に就きたくないこと，②本国は内戦状態にあり，危険であることから,帰国できないとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，本国において，国外脱出による兵役忌避は処罰の対象となるものの，当該処罰は，申請者に対して差別的に適用されるものではなく，一般に，兵役忌避者に適用されるものであることに加え，免除料等の支払により兵役を免除され得ること，また，申請者は本国政府から予備役の徴集を受けているところ，近年，本国政府が予備役を忌避したことを理由とする逮捕を禁止する方針を示した旨の報告も認められることからすれば，上記①の主張をもって，条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められない。

また，上記②の主張は，本国の治安情勢に対する不安を述べているにすぎず，難民条約上のいずれの迫害理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

しかしながら，申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，本国では，内戦が続いており，政府軍の支配地域においては，治安が大きく改善した旨の報告がある一方，武装勢力等による民間人の殺害等が横行し，これを防止しようとした政府軍が上記武装勢力と衝突したり，武装勢力同士が互いの利益をめぐり戦闘を行っているとの報告もあるほか，反体制派の拠点とされる一部地域では現在も戦闘が継続している旨の報告もあることからすれば，申請者が帰国した場合，戦闘に巻き込まれる可能性があることは否定できない。よって，申請者は，人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例２】

（概要）

申請者は，本国において，①反体制派によるデモに２回参加したこと，②出身地である本国のＡ県において，反体制派が戦闘を継続中であるところ，反体制派の一部が同派に属していない申請者を政権側の者とみなしていることから，帰国した場合，本国政府や反体制派らから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者は，上記２回のデモを除いて，本国の現政権に反対する意見を表明したことはない上，いずれのデモも一参加者として参加したにすぎず，これを理由に本国政府官憲から身柄拘束等をされたことはないこと，上記デモに参加した後，何ら問題なく自己名義旅券の発給及び有効期間の延長並びに本国の出帰国手続を受けていることからすれば，上記①の主張をもって，条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められない。

また，申請者は，本国において，反体制派から危害を加えられたことはないというのであって，上記②の主張は，本国の治安情勢に対する不安を述べているにすぎず，難民条約上のいずれの迫害理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

しかしながら，申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，本国では，内戦が続いており，政府軍の支配地域においては，治安が大きく改善した旨の報告がある一方，武装勢力等による民間人の殺害等が横行し，これを防止しようとした政府軍が上記武装勢力と衝突したり，武装勢力同士が互いの利益をめぐり戦闘を行っているとの報告もあるほか，反体制派の拠点とされる一部地域では現在も戦闘が継続している旨の報告もあることからすれば，申請者が帰国した場合，戦闘に巻き込まれる可能性があることは否定できない。よって，申請者は，人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例３】

（概要）

申請者は，本国において，反政府武装勢力であるＡの親族とけんかをしたことにより，同人及びその仲間から襲撃を受けたことから，帰国した場合，

上記反政府武装勢力Ａの親族から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張は,難民条約上のいずれの迫害理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

しかしながら，申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，本国では，政府軍と反政府勢力との間で戦闘が長期にわたり継続しており，民間人の死傷者や避難民が大量に発生するなど，本国情勢は非常に不安定かつ流動的であり，申請者が帰国した場合，上記戦闘に巻き込まれる可能性があることは否定できない。よって，申請者は，人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例４】

（概要）

申請者は，①本国において，若者が反政府武装勢力であるＡから兵士になるよう勧誘されていることから，帰国した場合，反政府武装勢力Ａから兵士になるよう勧誘され，Ａの兵士として本国内の戦闘地域に送られ命を落とすおそれがあること，また，②本国では内戦が続いていることから，安全に生活できないとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者は，反政府武装勢力であるＡから直接危害を加えられたことはない上，同組織が若者を兵士になるよう勧誘していることについてはテレビを見て知ったというのであるから，申請者が反政府武装勢力Ａから狙われるような特段の事情は見受けられず，上記①の主張をもって，条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められない。

また，上記②の主張は，本国の治安情勢に対する不安を述べているにすぎず，難民条約上のいずれの迫害理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

しかしながら，申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，本国では，政府軍と反政府勢力との間で戦闘が長期にわたり継続しており，民間人の死傷者や避難民が大量に発生するなど，本国情勢は非常に不安定かつ流動的であり，申請者が帰国した場合，上記戦闘に巻き込まれる可能性があるこ

とは否定できない。よって，申請者は，人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

２　本邦事情

【事例５】

（概要）

申請者は，２回目の難民認定申請であり，前回の難民認定手続と同様に，本国において，王制支持派であるＡ党の学生組織を支援する活動などを行ったところ，Ａ党と対立するＢの下部組織であるＣから暴行や脅迫を受けたことから，帰国した場合，Ａ党と対立するＢやその下部組織Ｃから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張は，前回の難民認定申請における主張と同旨であり，難民該当性は認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら，申請者は，本邦で日本人と婚姻し，申請者の供述及び提出資料等から，夫婦が同居し，相互扶助していることが認められる上，既に夫婦の間には日本人実子が出生しており,婚姻の安定性・継続性が認められる。よって，申請者は，人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例６】

（概要）

申請者は，２回目の難民認定申請であり，本国において，所属する商売仲間のグループと対立グループの間で衝突が発生し，対立グループの１人が死亡したところ，対立グループの者が仕返しをすると言い始めたことから，帰国した場合，対立グループの者に迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張は，前回の難民認定申請における主張と同旨であり，難民該当性は認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら，申請者は，本邦で日本人と婚姻し，申請者の供述及び提出資料から，夫婦が同居し，相互扶助していることが認められる上，既に夫婦

の間には日本人実子が出生しており，婚姻の安定性・継続性が認められる。よって，申請者は，人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

③難民と認定しなかった事例及びその判断のポイント

１　迫害理由として「人種」を申し立てるもの

【事例１】

（概要）

申請者は，Ａ族であるところ，現在，本国では，Ｂ族の政権下にあり，Ｂ族は以前権力を有していたＡ族を恨んでいることから，帰国した場合，現政権を支持するＣ地域のＢ族から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば，申請者自身はＢ族から直接危害を加えられたことはないこと，申請者と同じＡ族の母がＣ地域の中心部に住むＢ族から脅迫を受けたことがあったというものの，その後，同地域内の別の地区に転居して以降は，Ｂ族から危害を加えられることはなかったことが認められる。また，申請者を迫害するのは，特定地域のＢ族であって，申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，本国政府当局がこうした私人による違法行為を放置，助長するような特別な事情があるとは認められない。よって，条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例２】

（概要）

申請者は，Ａ族であり，本国において，Ａ族であることを理由に，Ｂ族の近隣住民から，居住地域から出て行けと言われたり，疎外されたりしたことから，帰国した場合，Ｂ族の近隣住民から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば，申請者を迫害するのは，Ｂ族の近隣住民であって，申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，本国政府はＡ族の人権保障に取り組んでおり，本国政府当局がこうした私人による違法行為を放置，助長するような特別な事情があるとは認められない。よって，条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

２　迫害理由として「宗教」を申し立てるもの

【事例３】

（概要）

申請者は，本国において，Ａ教からＢ教に改宗し，Ｂ教の布教活動を行ったところ，Ａ教徒である近隣住民から脅迫や暴行を受けたことから，帰国した場合，Ａ教徒である近隣住民から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば，申請者を迫害するのは，特定地域のＡ教徒であって，申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，本国では，憲法により，宗教の自由が認められている一方で，他人を改宗させたり他人の宗教を妨害する行為は禁止されており，本国政府当局がこうした私人による違法行為を放置，助長するような特別な事情があるとは認められない。よって，条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例４】

（概要）

申請者は，Ａ教Ｂ宗派を信仰しているところ，本国において，Ａ教Ｃ宗派の信者が行っていた宗教儀式をやめるよう求めたため，Ｃ宗派の近隣住民から暴行や銃撃を受けたことから，帰国した場合，上記Ｃ宗派の近隣住民から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば，申請者を迫害するのは，特定地域のＣ宗派の信者であって，申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，本国政府当局がこうした宗派対立に起因する私人による違法行為を放置，助長するような特別な事情があるとは認められない。よって，条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例５】

（概要）

申請者は，Ａ教Ｂ宗派を信仰しているところ，本国において，Ｂ宗派以外のＡ教徒である近隣住民から，二級市民扱いをされ，暴行を受けたことか

ら，帰国した場合，Ｂ宗派以外のＡ教徒から疎外されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば，申請者を迫害するのは，Ｂ宗派以外のＡ教徒であって，申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，本国政府はＢ宗派をめぐる人権状況の改善に取り組んでおり，本国政府当局がこうした私人による違法行為を放置，助長するような特別な事情があるとは認められない。よって，条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

３　迫害理由として「特定の社会的集団の構成員であること」を申し立てるもの

【事例６】

（概要）

申請者は，低カーストＡに属しているところ，本国において，Ｂ村の住民である上位カーストに属する者から，差別的な扱いや暴行を受けたことから，帰国した場合，上記の上位カーストに属する者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば，申請者を迫害するのは，特定地域の上位カーストに属する者であって，申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，本国では，民族やカーストによる差別は憲法で禁止されており，本国政府当局がこうした私人による違法行為を放置，助長するような特別な事情があるとは認められない。よって，条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

４　迫害理由として「政治的意見」を申し立てるもの

【事例７】

（概要）

申請者は，本国及び本邦において，ＳＮＳ上で本国政府を批判するコメントを投稿したり，反政府的な第三者の記事や動画をシェアしたことから，帰国した場合，本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者は，ＳＮＳ上での活動について，その裏付けとなる資料を合理的な

理由なく提出していないこと，また，申請者のＳＮＳ上での活動を理由に，申請者やその家族が本国政府関係者から接触を受けたことはなく，本国の家族は平穏に生活していること，さらに，申請者は，その後，何ら問題なく自己名義旅券の発給及び本国の出国手続を受けていることからすれば，条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例８】

（概要）

申請者は，本国において，労働者の賃上げを求めるデモに参加したことから，帰国した場合，本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば，申請者は，多数の参加者の一人としてデモに１回参加したにすぎず，これを理由に，申請者や本国の家族が本国政府関係者から接触を受けたことはないこと，また，上記デモに参加した後，何ら問題なく自己名義旅券の発給及び本国の出国手続を受けていることからすれば，条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例９】

（概要）

申請者は，本国において，Ａ党の支持者として選挙活動を行ったところ，対立政党であるＢ党の支持者から暴行を受け，金銭を奪われた上，その後，自宅を襲撃され，金銭を要求されたことから，帰国した場合，Ｂ党の支持者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば，申請者を迫害するのは，本国政府ではなく，Ｂ党の支持者であって，申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，本国政府当局がこうした政党関係者による違法行為を放置，助長するような特別な事情があるとは認められない。よって，条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例１０】

（概要）

申請者は，本国において，Ａ党の党員として活動していたが，Ａ党からＢ党に鞍替えしたところ，Ａ党の党員らから脅迫を受けたことから，帰国した場合，Ａ党の関係者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば，申請者は，上記Ａ党の党員らから身体的危害を加えられたことはなく，また，申請者を迫害するのは，本国政府ではなく，Ａ党の関係者であって，申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると，本国政府当局がこうした政党関係者による違法行為を放置，助長するような特別な事情があるとは認められない。よって，条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

５　その他の申立て

（１）私人間のトラブルを申し立てるもの

【事例１１】

（概要）

申請者は，本国において，地元の貸金業者から借金をしたが，返済できていないため，同貸金業者から脅迫を受けたことから，帰国した場合，同貸金業者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立ては，借金を理由として，地元の貸金業者から迫害を受けるおそれがあるというものであり，難民条約上のいずれの迫害理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

【事例１２】

（概要）

申請者は，本国において，父と伯父との間に，父が相続した土地をめぐる問題が生じており，これを理由に従兄弟から脅迫を受けたことから，帰国した場合，従兄弟から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立ては，父と伯父の土地所有をめぐるトラブルを理由として，従兄弟から迫害を受けるおそれがあるというものであり，難民条約上のいずれの迫害理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

【事例１３】

（概要）

申請者は，本国において，父方の親族との間で亡父の遺産をめぐるトラブルが生じており，父方の親族から脅迫を受けたことなどから，帰国した場合，父方の親族から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立ては，亡父の遺産相続をめぐるトラブルを理由として，父方の親族から迫害を受けるおそれがあるというものであり，難民条約上のいずれの迫害理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

【事例１４】

（概要）

申請者は，本国において，地元のならず者から，みかじめ料の支払を要求されたが，これを拒否したため，脅迫や暴行を受けたことから，帰国した場合，地元のならず者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立ては，みかじめ料の支払をめぐるトラブルを理由として，地元のならず者から迫害を受けるおそれがあるというものであり，難民条約上のいずれの迫害理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

（２）本国での生活困窮を申し立てるもの

【事例１５】

（概要）

申請者は，本国において，就職するために必要な学歴やコネがないことから，帰国した場合，生活できないとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張には，難民該当性を基礎付ける事情が含まれていないとして「不認定」とされた。

（３）本邦で稼働することを希望するもの

【事例１６】

（概要）

申請者は，本国にいる家族の生活を助けるため，本邦において，引き続き稼働したいとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張には，難民該当性を基礎付ける事情が含まれていないとして「不認定」とされた。

６　複数回申請

【事例１７】

（概要）

申請者は，２回目の難民認定申請であるところ，前回の難民認定手続と同様に，本国において，Ａ族は，母語とする言語を話すことが許されないなど様々な迫害を受けていることから，帰国した場合，再び迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張は，前回の難民認定手続における主張と同旨であるところ，前回は，その不服申立てによっても，条約難民に該当するとは認められないとして棄却決定されている。今回も，前回棄却決定と同様の理由により，「不認定」とされた。